

厚木基地訴訟・ 辺野古訴訟最高裁判決からみた 司法制度の現状

報告 岡田正則 早稲田大学法学学術院教授(行政法)

著書・論文等(含、共著)

辺野古訴訟と法治主義 行政法学からの検証(日本評論社)

「政治的司法」と地方自治の危機(世界2017年2月号)

現代行政法の基礎理論(現代行政法講座1) その他多数

とき 2017年2月25日(土) 午後1時00分～午後4時00分

ところ 麹町・弘済会館 梅の西
東京都千代田区麹町5丁目1番
四谷駅1番出口徒歩5分・有楽町線麹町1番出口徒歩5分

参加費 500円



最高裁第一小法廷(小池裕裁判長)は、2016年12月8日、厚木基地の周辺住民約7000人が米軍機と自衛隊機の飛行差止めと損害賠償を国に求めた「第4次厚木基地騒音訴訟」の上告審判決で、自衛隊機の夜間・早朝の飛行禁止を命じた東京高裁判決を破棄し、住民側の差止め請求を棄却しました。1、2審は米軍機飛行差止めの請求は退けたものの、全国で初めて自衛隊機の飛行差止めを認めたため、最高裁の判断が注目されていました。



また、最高裁第二小法廷(鬼丸かおる裁判長)は、2016年12月20日、米軍普天間基地の名護市辺野古への移設計画をめぐり、埋立ての承認を取り消した翁長雄志沖縄県知事を国が訴えた訴訟の上告審判決で、県側の上告を退けました。

この2つの最高裁判決を材料に、司法における法治主義について、岡田正則早稲田大学教授にご報告頂き、参加者にて討議したいと思います。

どなたでも参加できます。ぜひご参加ください。

日本民主法律家協会

東京都新宿区新宿1-14-4 AMビル2階

電話 03-5367-5430

FAX 03-5367-5431

メール info@jdla.jp